

## 京田辺市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和2年9月7日(月)午後3時から3時32分

2.開催場所 305会議室

3.出席委員(25人)

会長	25番	喜多義治
会長職務代理者	24番	澤田康夫
	1番	守本和廣
	2番	前川義一
	3番	藤田俊郎
	4番	森 岳人
	5番	水山裕司
	6番	徳田和彦
	7番	石坂 清
	8番	中川利一
	9番	正田文敏
	10番	山下明子
	11番	川端美恵
	12番	小泉辰夫
	13番	田中和雄
	14番	堀江幸和
	15番	森田三彦
	16番	香村侃彦
	17番	下村茂樹
	18番	北尾清晴
	19番	奥西和子
	20番	山崎安喜男
	21番	米田五司
	22番	上村孝男
	23番	山本邦彦

#### 4. 欠席委員（0人）

#### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

報告第2号 使用貸借権の解約による通知について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可について

第3号議案 地目変更の届出について

第3 その他

#### 6. 農業委員会事務局職員

局長 古川 義男

主任 寒川 悠也

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。</p> <p>大変暑い中、農業委員会総会にご案内いたしましたところ、繰り合わせご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>あいさつ（省略）</p> <p>それでは、令和2年9月総会の開会にあたりまして、喜多会長から挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>あいさつ（省略）</p>
事務局長	<p>会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、まず配付の資料確認をお願いいたします。</p> <p>資料確認（省略）</p> <p>それでは、議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>今日の出席委員の皆さんは全員出席でございます。したがって、農業委員会総会は成立しております。</p> <p>議事録の署名委員の指名をしなればなりません、こちらのほうで決めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
会長	<p>では、こちらで決めさせていただきます。澤田康夫さん、米田五司さん、お願いいたします。</p> <p>それでは、審議のほうに入ります。</p> <p>報告第1号、農地法第18条の規定による通知について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第18条の規定による通知について。</p> <p><b>【報告第1号 1番を朗読後、説明】</b></p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>地元委員さん、説明をお願いいたします。</p>
10番	<p>普賢寺の山下です。〇〇〇〇さんのほうは高齢により解約されました。</p>

	問題はありません。
会長	ありがとうございます。 今の報告に対しまして、何かご意見、ご異議はございませんか。  (異議なし)
会長	ないようですので、報告第1号、農地法第18条の規定による通知について受理決定をいたします。
会長	続きまして、報告第2号、使用貸借権の解約による通知について事務局より説明願います。
事務局	報告第2号、使用貸借権の解約による通知について。 <b>【報告第2号 1番を朗読後、説明】</b> 以上でございます。
会長	地元委員の方、説明をお願いします。
4番	報告第2号、〇〇〇〇さんのほうがちょっと体が悪くされて、もう土地を手放したいということで解約と聞いております。問題ないと思います。
会長	ありがとうございます。 今の件につきまして、ご意見、ご異議はございませんか。  (異議なし)
会長	ないようですので、報告第2号、使用貸借権の解約による通知について受理決定をします。
会長	続きまして、報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より報告願います。
事務局	報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について。 <b>【報告第3号 1番から2番を朗読後、説明】</b> 以上でございます。
会長	NO1について、地元委員さん、説明をお願いします。
6番	地元の意見では問題ございません。

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。 NO2について、地元委員さんから。</p>
<p>8 番</p>	<p>別に問題なかったです。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。 今、地元委員さんから1については特に問題ないということですが、ほかに何かご意見、ご異議はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ないようですので、報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について受理決定とします。</p>
<p>会長</p>	<p>報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）。</p> <p><b>【報告第4号 1番から4番を朗読後、説明】</b></p> <p>NO1、転用目的につきましては、普通車6台の露天駐車場でございます。場所につきましては、JR三山木駅より北西へ約650メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年7月31日でございます。</p> <p>続きまして、NO2、転用目的につきましては、普通車8台の露天駐車場でございます。場所につきましては、JR三山木駅より北西へ約650メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年7月31日でございます。</p> <p>続きまして、NO3、転用目的につきましては、専用住宅14戸の分譲住宅用地でございます。場所につきましては、JR三山木駅より北西へ約650メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年7月31日でございます。</p> <p>続きまして、NO4、転用目的につきましては、専用住宅14戸の分譲住宅用地でございます。場所につきましては、JR三山木駅より北西へ約650メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年7月31日でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

会長	<p>ありがとうございます。 地元委員さん、NO1、お願いします。</p>
6 番	<p>現場も見まして、問題はなかったの、判こを押させていただきました。</p>
会長	<p>続いて、NO2。</p>
6 番	<p>一緒です。NO2からNO4も問題ないです。</p>
会長	<p>問題ないということで。ありがとうございます。 今、1から4まで問題ないということですが、ほかに何かご意見、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>ないようですので、報告第4号、専決処分による報告ということで、受理決定をします。</p>
会長	<p>続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。 石坂さん、ちょっと席を外してもらえませんか。</p> <p style="text-align: center;">(石坂委員退席)</p>
会長	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。 <b>【第1号議案 1番から3番を朗読後、説明】</b> なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当いたしませんので、許可要件は満たしているものと考えます。 以上でございます。</p>
会長	<p>本日の現地調査班で行ってもらった結果を報告を、班長の守本さんのほうからお願いします。</p>
1 番	<p>第1号議案の3番です。宮津下川原、一応現状を見てきましたんですけど、中に倉庫まがいの小屋があるんですけど、基礎を固めて鉄骨で柱はできておって、側壁があらへんのです。一応申請的に今の譲渡人の方が申請されていないと思うんですけど、事務局で確認していただいた上に、できていなければ、今度、譲受人の方に申請していただくということをお願いしたいなと思います。</p>

会長	<p>ありがとうございます。 ほんだら、続いてもう第2号議案も。</p>
1 番	<p>そうですね。2号議案の1、大住八河原です。一応ここの現状横で資材置場として使っておられるので、それを拡張ということで、一応問題ない場所であったんで、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、第1号議案のNO1の地元委員さん、説明をお願いします。</p>
3 番	<p>これにつきましては、一応〇〇〇〇さんに、本人に確認したところ、異常なしということで問題ないということです。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、第1号議案のNO2について、大住の地元委員さん、説明をお願いします。</p>
3 番	<p>これにつきましても、一応石坂委員より、地元として異常ないということ。</p>
会長	<p>問題ないということ。</p>
3 番	<p>はい。</p>
会長	<p>NO3の宮津の下川原について。</p>
4 番	<p>NO3です。〇〇〇〇さんは、新規就農で頑張ってくれていいますので、それで問題ないと思います。</p>
会長	<p>第1号議案の1、2、3について、何かご意見、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>ないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、受理決定をします。 石坂委員さん入ってください。</p> <p style="text-align: center;">(石坂委員退席)</p>

会長	第2号議案、農地法第5条の規定による許可について、事務局より説明願います。
事務局	<p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可について。</p> <p><b>【第2号議案 1番を朗読後、説明】</b></p> <p>NO1、転用目的につきましては、建築資材を置く露天資材置場でございます。場所につきましては、JR大住駅より北西へ約1.4キロメートルのところ、区分につきましては、甲種農地第1種、2種及び第3種のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると考えられるため、第2種農地に準拠すると考えられます。</p> <p>被害防除策につきましては、ブロック塀の設置等により土砂の流出を防止、雨水につきましては東側既設側溝に排水します。汚水、生活雑排水につきましては発生しません。</p> <p>綴喜西部土地改良区につきましては、手続済みでございます。</p> <p>なお、こちらの案件につきましては、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員さん、説明をお願いします。</p>
3 番	これにつきましては、隣地承諾及び9月5日の開発委員会を経て、一応全てオーケーということで、地元の許可も出ました。
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可について、何かご意見、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	ないようですので、第2号議案、農地法第5条の規定による許可について受理決定をします。
会長	次に第3号議案、地目変更の届出について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>第3号議案、地目変更の届出について。</p> <p><b>【第3号議案 1番を朗読後、説明】</b></p> <p>以上でございます。</p>



会長	ありがとうございます。 地元委員さん、説明をお願いします。
1 番	大住時子林、もう一筆あって2筆です。一応別に地元としては問題はないので、よろしくをお願いします。
会長	ありがとうございます。 何かご意見、ご異議ございませんか。  (異議なし)
会長	ないようですので、第3号議案、地目変更の届出について、受理決定をします。 審議のほうは以上でございます。 こちらのほうの審議は、ほかには特にはありませんので、農業委員会総会のほうはここで一旦閉めさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	慎重審議ありがとうございました。 閉会に当たりまして、澤田職務代理者ご挨拶をよろしくお願いたします。
職務代理	あいさつ (省略)
会長	本日はお疲れさまでした。  ～閉会～